

学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 5月7日以降の対応案について

5月7日以降の対応については、文部科学省のガイドラインをはじめ、国の「専門家会議」や国・県の「対策本部会議」における議論等を踏まえる必要があり、特に現在本県を含む全都道府県が対象地域となっている「緊急事態宣言」の動向が重要であると考えております。

そこで、現時点で想定される主なケースとして「2つの対応案」について、次のとおり検討しておりますのでご報告します。

1 本県が緊急事態宣言の対象地域に引き続き指定された場合

- (1) 学校の臨時休業を延長する（新たに設定される緊急事態宣言の終了日まで）。
- (2) ただし、5月7日(木)、8日(金)については、新たな臨時休業のための準備期間として、学年別の分散等による登校日（各学年どちらかの日の半日）を設け、新たな休業に向けた健康観察や家庭学習の指導を行う。

2 本県が緊急事態宣言の対象地域から除外された場合

- (1) 周辺府県の感染状況や県対策本部における論議等を踏まえつつ、学校再開の是非について、十分に検討し、慎重に判断する。
- (2) 上記2（1）の判断により、臨時休業が必要となった場合は上記1の対応案により臨時休業を延長することとし、それ以外の場合については学校を再開する（5月7日から）。
- (3) 再開の場合、まず、5月7日（木）、8日（金）については、学年別の分散等による登校日（各学年どちらかの日の半日）を設定する。
- (4) また、5月7日（木）から24日（日）までは再開スタート期間とし、感染防止のために「3密」を徹底して回避する環境をより一層整える（例えば時差登校や短縮授業、教室内での机の配置の工夫など、各学校の実情に応じて実施）とともに、児童生徒の心のケアにも配慮しながら教育活動の再開を進める。
- (5) 部活動については、5月9日（土）以降、感染症対策を徹底した上で、短時間での練習からスタートする等、過度な負担とならない範囲で実施を可とする。
- (6) 以上により、再開スタート期間中に集中的に感染防止対策、心のケア等、万全の体制を整え、5月25日（月）から通常のエデュケーション活動を実施する。

※ 上記対応案については、5月初旬に開催とも言われる「首相の緊急事態宣言に関する記者会見」の結果や、今後の県内の新型コロナウイルス感染状況及び周辺府県の感染状況等により、変更される場合があります、いずれの場合でも県教育委員会から改めて通知を速やかに発出する予定。

※ なお、これらの対応案については各県立学校及び市町村教育委員会に通知する予定。